

利用者負担額（保育料）の減免について

長崎市では、次のような場合に保育料の一部減免を受けられる制度を設けています。
該当すると思われる方は、事前に幼児課へご相談ください。

【減免の対象となる場合】

- 主たる扶養義務者が死亡したとき。
- 天災その他災害を受けたとき。
- その他やむを得ないと認められる事由が生じたとき。（詳細は以下のとおり）
 - 入所児童の属する世帯の主たる生計維持者（以下「生計維持者」という。）の倒産、失業等（公共職業安定所又は事業所から交付される離職票等により、事業所の倒産等又は解雇（重責解雇除く）が確認できたもの）を理由に転職し前年よりも収入が減少したことによって保育料等の負担が困難と認められるとき。
 - 生計維持者が拘禁又は行方不明により、保育料の負担が困難と認められるとき。
 - 入所児童の属する世帯内に疾病者があり、3月以上継続してこれに必要な経費を支出しているため、保育料等の負担が困難と認められるとき。
 - 離婚等により生計維持者が変更となり、新たに生計維持者となった者に前年課税額があった場合で、保育料等の負担が困難と認められるとき。
 - 前各号に該当しない世帯で、保育料等の負担が困難と認められるとき。

【減免の額】

| 状況等 | 減免額 |
|---|----------------------------------|
| その世帯の申請月の前3ヶ月の平均収入額（以下「認定収入額」という。）が、生活保護法（昭和25年法律第144号）による最低生活基準額（以下「最低生活費」という。）に満たない場合 | 全額 |
| 認定収入額が最低生活費を上回り、最低生活費に1.1を乗じて得た額より少ない場合 | 半額 |
| 死亡又は離婚による扶養義務者の変更により、新たに扶養義務者となった者に前年課税額があった場合 | 前年所得金額から本年控除対象可能額を控除後の課税額による階層まで |
| 生計維持者が居住する家屋が、全焼、全壊等の場合 | 全額 |
| 生計維持者が居住する家屋が、半焼、半壊等の場合 | 半額 |
| 生計維持者が居住する家屋が、部分焼、部分壊等の場合 | 4分の1 |

※ 申請の方法や必要な書類など、詳細については幼児課へお尋ねください。